

# 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業補助金

## 公募要領

平成26年4月

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（以下「機構」という。）では、環境省から平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

## 公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の対象
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先

### ○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

### ○補助事業における利益等排除について

- ・ 応募申請書【様式1】
- ・ 実施計画書【様式2】  
先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業実施計画書（1／3～3／3）
- ・ 経費内訳【様式3】  
先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業に要する経費内訳

## 1. 補助金の目的と性格

○ 本補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び温室効果ガスであるフロン類の排出の抑制のための冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入する事業を行うことにより、省エネ型自然冷媒機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としております。

○ 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素及び温室効果ガスであるフロン類の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素及びフロン類の排出の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後はこれらの排出の削減量の実績を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業）交付要綱（平成26年4月1日環地温発第1404015号。以下「交付要綱」という。）及び先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業実施要領（平成26年4月1日環地温発第1404016号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定等が守られず、機構の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください（詳細はP13「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）。

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素及びフロン類の排出の削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ機構に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消やそれに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

## 2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

### (1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金調達計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

### (2) 対象事業

#### ア 事業の目的

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC（ハイドロフルオロカーボン）を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒（アンモニア、空気、二酸化炭素、水等）を使用し、かつエネルギー効率の高い機器（省エネ型自然冷媒機器）が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫及び小売店舗のショーケース等については、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒機器を市場で普及させることが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、エネルギー起源二酸化炭素とフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

#### イ 対象事業の要件

- (ア) 冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器を導入する事業であること。
  - ※ 「省エネ型自然冷媒機器」とは、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等の自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものをいう。
  - ※ 食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管庫用の省エネ型自然冷媒機器を含む。
  - ※ 自然冷媒を使用した装置であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外とする。
- (イ) 同一事業者が複数の事業所に対する補助申請を行う場合、事業所単位で補助申

請が行われていること。

- (ウ) 応募時に、機器の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。
- (エ) 省エネ型自然冷媒機器導入に関する計画が具体的に作成されていること。また、省エネ型自然冷媒機器導入による二酸化炭素及びフロン類の削減効果を把握し、その削減効果を外部へ周知する計画を作成し、その実施状況について、実施要領に基づき、環境省の指定する成果報告書を指定する時期までに提出するものであること。
- (オ) 新たに設置する省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い、既存の冷凍・冷蔵機器で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。
- (カ) 補助事業の実施にあたり、高圧ガス保安法等の関係諸法令を遵守すること。
- (キ) 導入する省エネ型自然冷媒機器については、当該機器の製造者等において安全性の評価を行い、その結果に基づく対策をとったものであること。

#### ウ 補助事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とします。

- (ア) 民間企業
- (イ) 独立行政法人
- (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (エ) 法律により直接設立された法人
- (オ) その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者

#### エ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（省エネ型自然冷媒機器を導入する場合に必要な経費）に次の割合を乗じて得た額を補助します。

- (ア) 冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器を導入する場合  
2分の1
- (イ) 食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器を導入する場合  
3分の1

#### オ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として交付決定日以降から平成27年2月末とします。

### **3. 補助対象事業の選定**

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 機構が設置する委員会において、対象事業の要件への適合、費用対効果（二酸化炭素1トンを削減するために要する費用）、物流の効率化への寄与（冷凍冷蔵倉庫に限る）等の審査基準を策定し、その審査基準に基づき、応募者より提出された実施計画書等について厳正に審査を行い、補助金の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付を内示します。

なお、2.（1）対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わないものとします。

また、2.（1）対象事業の基本的要件及び2.（2）対象事業における「対象事業の要件」に適合する提案であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見は対応致しかねます。

## 4. 応募に当たっての留意事項

### (1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

### (2) 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「応募申請者」及び「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名を本補助金の応募等を行い交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

代表事業者は、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、共同事業者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

#### <リースを活用する場合>

対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限ります。

ア リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。

イ 所有権移転外リース取引であること。

ウ 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。

エ リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。

オ 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。

カ 日本国内に対象機器を設置する契約であること。

キ 中古品の対象機器をリースする契約でないこと。

ク 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。

ケ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

### (3) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。



<補助対象経費の区分> (別紙2参照)

事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、事務費

<補助対象外経費の代表例>

- ・既存施設の撤去費
- ・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費 等

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(5) 二酸化炭素及びフロン類の排出の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素及びフロン類の排出の削減量の把握を行う必要があります。

(6) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素及びフロン類の削減効果等についての報告書を提出するものとします。

## 5. 応募の方法

### (1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、ア～ウまでについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

#### ア 応募申請書【様式1】

#### イ 事業実施計画書【様式2】

- ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業実施計画書（1／3～3／3）
- ・導入前後の比較が出来る概略図
- ・事業所内における導入設備の配置計画図
- ・導入前後の機器表（設備動力一覧表）
- ・導入設備の安全対策の概要
- ・リースを活用する場合にあっては、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- ・工程表
- ・営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき倉庫業の登録を得ている者）にあっては倉庫業者登録簿、倉庫明細書及び冷蔵施設明細書の写し、補助対象施設に係る総合効率化計画の認定事業者（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき認定を受けている者）にあっては当該認定通知書の写し

#### ウ 経費内訳【様式3】

- ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業に要する経費内訳
- ・省エネ型自然冷媒機器導入費用の見積書

#### エ 代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為

#### オ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）

#### カ その他参考資料

### (2) 応募書類の提出方法

(1)の書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2.(2)対象事業の応募書類である旨（「先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業応募書類」）を朱書きで明記してください。

※ 個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報の取り扱いについて」にご同意の上、ご提出下さい。

(3) 提出先

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 事業支援センター  
〒105-0011  
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館406-2

(4) 提出部数

(1) の書類(紙)を正1部、副(写し)1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体(DVD-R)1部を提出してください(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください)。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成26年4月18日(金)～平成26年5月19日(月)17時必着

受付期間以降に機構に到着した書類のうち、遅延が機構の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

## 6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおりです。

なお、電子メールを利用する場合は、メール件名を「先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館406-2

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 事業支援センター

担当：山中、氏原、上村

TEL：03-5733-5311

FAX：03-5733-5312

E-mail：yamanaka@jreco.or.jp

## ○補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するもの(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。)となります。

#### (2) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります(なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、機構の交付決定日以降(交付決定日を含む。)であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。)

(4) その他

補助対象経費の詳細は別紙2の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

**3. 補助金の経理等について**

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又はその年度の3月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書を機構宛て提出していただきます。

機構は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（詳細はP16「補助事業における利益等排除について」参照）。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、機構から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

#### 4. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、実施要領の別表第2の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるにあたっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

## ○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても、今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### （１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### （２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。



注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

設備費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
	事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

  

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な 労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料を いい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を 添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な 労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、 単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な 交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数 及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な 設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費 をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な 郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な 業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は 資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な 会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及 び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な 事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入 のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、 数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## 個人情報のお取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（以下「機構」という。）が、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、入力くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、機構の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規程については、ウェブサイトをご確認ください。
2. 入力いただいた個人情報は、先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（以下「本事業」という。）の運営管理のための連絡に利用します。
3. 入力いただいた個人情報の利用について
  - (1) 2. に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。
  - (2) 2. に示す目的のため、本事業の委託元である環境省へ提供いたします。